

KDDI SD-Network Platform by Cisco 利用規約

令和3年10月15日

KDDI 株式会社

目次

第1条 本利用規約の適用	3
第2条 本利用規約の変更	3
第3条 用語の定義	3
第4条 本サービス契約の単位	4
第5条 本サービス契約の成立	4
第6条 宅内機器の貸与、設置工事、保守等	5
第7条 宅内機器の初期契約期間	5
第8条 宅内機器の契約期間の更新	5
第9条 本サービス契約者の住所、連絡先等の変更	5
第10条 その他の本サービス契約者からの申出による契約の内容の変更	6
第11条 本サービス契約者の地位の継承	6
第12条 本サービス契約の譲渡の禁止	6
第13条 本サービス契約者が行う本サービス契約の解除	6
第14条 当社が行う本サービス契約の解除	6
第15条 本サービス契約解除後の効果	7
第16条 守秘義務	7
第17条 当社が貸与する宅内機器にかかる本サービス契約者の義務	8
第18条 その他の本サービス契約者の義務	8
第19条 本サービス契約者の禁止事項	9
第20条 本サービスの制限	10
第21条 当社の義務、責任とその限界	10
第22条 損害賠償	11
第23条 料金	12
第24条 割増金	13
第25条 延滞利息	13
第26条 知的財産権の取扱い	13
第27条 本サービス契約者の情報の利用	14
第28条 本サービスの変更、廃止等	14
第29条 当社の承諾の限界	14
第30条 反社会的勢力の排除	14
第31条 不可抗力	15
第32条 権利の不放弃	15
第33条 可分性	15
第34条 裁判管轄	15
第35条 準拠法	15
第36条 その他の提供条件	15

第1条 本利用規約の適用

KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）はこの KDDI SD-Network Platform by Cisco 利用規約（以下「本利用規約」といいます。）を定め、本利用規約により KDDI SD-Network Platform by Cisco（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 本利用規約の変更

当社は、民法の定めに従い、本利用規約を変更することができます。この場合、本サービスの料金その他の提供条件は、変更後の本利用規約によります。なお、当社は、変更後の本利用規約及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本利用規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。

第3条 用語の定義

本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	本利用規約に基づいて提供される KDDI SD-Network Platform by Cisco
本サービス申込者	本サービスの申込を行うもの
本サービス契約	本利用規約に基づき、当社と本サービス契約者との間で締結される本サービスの提供に関する契約
本サービス契約者	当社と本サービス契約を締結しているもの
秘密情報	当社の保有する特定の企画、設計、画面、ソフトウェア、データその他の営業及び技術に関する情報であって、秘密情報である旨又は当該情報を秘密として保持すべき旨の指定が書面又はその他の有形様式で明白に記された情報。また、口頭により開示された情報については、開示の際に秘密である旨告知し、かつ当該開示から 30 日以内に秘密情報である旨及びその要旨が書面で通告された情報。ただし、次のいずれかに該当する情報は、本利用規約に規定する守秘義務の対象にはなりません。 (1) 開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、本サービス契約者の責に帰せざる事由により公知となったもの。 (2) 開示の時点で、本サービス契約者が既に保有していたもの。 (3) 当社から開示された秘密情報によらず、本サービス契約者が独自に開発したもの。 (4) 本サービス契約者が正当な権限を有する第三者から適用に入手したもの。
ライセンス	本サービス契約者が本サービスを利用するために、当社が付与する使用許諾権

ライセンス管理番号	当社が本サービス契約者に付与したライセンスを一意に特定するために、所定のルールで当社が割り当てる文字列と数値の組み合わせ
機器管理番号	当社が本サービス契約者に貸与した宅内機器を一意に特定するために、所定のルールで当社が割り当てる文字列と数値の組み合わせ
宅内機器	本サービスを利用するために必要となる当社所定の機器であって、本サービス契約者又は本サービス契約者が本サービスを使用させる者の拠点に設置するもの
コントローラ設備	当社が本サービス契約者に提供する、本サービスの宅内機器を制御する機能等を有する設備
オーバーレイ通信	本サービスの宅内機器同士で行われる通信
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
料金月	1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
日割	月額利用料その他の料金の金額を、その月の総暦日数で除した金額に、特定条件に合致した利用暦日数を乗じて計算すること
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じるもの及びこれらのものと密接な関わりを有するもの

第4条 本サービス契約の単位

当社は、1 のライセンス管理番号ごとに 1 の本サービス契約を締結します。

第5条 本サービス契約の成立

本サービス申込者は、本サービス契約の申込をするときは、本利用規約及びシスコシステムズ合同会社の提示する所定の利用規約及びプライバシーステートメントに同意のうえ、当社所定の様式で申込するものとします。

- 2 当社は、前項の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービスの提供に必要なコントローラ設備又は宅内機器に余裕がないときは、その申込の承諾を延期することがあります。
- 4 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービス申込者が、当社の他のサービスにかかる料金その他当社に対する債務の支払いを現に若しくは過去に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 本サービス申込者が、当社の他のサービスにかかる約款及び規約等の規定に基づき、そのサービスの全部又は一部の利用を停止又は当社による契約の解除をされたことがあるとき。
 - (3) 本サービス申込者が、本サービスの申込にあたり虚偽の申告をしたとき。

- (4) 本サービス申込者が、本利用規約並びに当社の他のサービスにかかる約款及び規約等の規定に違反したこと、又は違反するおそれがあるとき。
 - (5) 本利用規約にかかる機器及び設備等を保守、運用することが著しく困難である等当社の業務遂行上支障がある、又は支障があるおそれがあるとき。
 - (6) その他当社が不適切と判断したとき。
- 5 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービス契約の申込を承諾いたしません。
 - (1) 本サービス申込者が法人、又は法人に相当するものと当社が認めるものではないとき。
 - (2) 本サービス申込者が日本国に登記されている法人でない、又は日本国に登記されている法人であっても法人としての活動実態が乏しいと当社が判断したとき。
 - (3) 本サービス申込者がシスコシステムズ合同会社の提示する所定の利用規約及びプライバシーポリシーに同意しないとき。
 - 6 本サービス契約及び宅内機器の提供開始日については、当社と本サービス申込者の間で最低1回の協議を行ったうえで決定するものとします。

第6条 宅内機器の貸与、設置工事、保守等

- 当社は、本サービスを利用するにあたり必要となる宅内機器を、本サービス契約者に対し貸与するものとします。
- 2 当社は、貸与した1の宅内機器ごとに1の機器管理番号を割り当てます。
 - 3 当社は、本サービスの提供にあたり、宅内機器の配送、設置工事等を行うものとします。
 - 4 当社は宅内機器が故障又は毀損した場合、速やかに復旧するものとします。ただし、本サービス契約者の故意又は過失により宅内機器が故障又は毀損した場合は、第17条 当社が貸与する宅内機器にかかる本サービス契約者の義務 第6項の規定に基づき対応するものとします。

第7条 宅内機器の初期契約期間

- 宅内機器の初期契約期間は、宅内機器1台ごとに、当社が宅内機器の提供を開始した日から起算して、3年間が経過した後の同じ暦日の前日となります。
- 2 前項において、当社が宅内機器の提供を開始した日とは、当社が宅内機器を開通した日と同日とします。

第8条 宅内機器の契約期間の更新

- 当社は、第7条 宅内機器の初期契約期間に規定する宅内機器の初期契約期間が満了した場合は、満了した日の翌日から起算して1年間、宅内機器の契約期間を更新するものとし、以降も同様とします。
- 2 前項の規定に従って更新された本サービス契約にかかる宅内機器の契約期間は、その直前の契約期間が満了した日の翌日から起算してさらに1年間が経過した後の同じ暦日の前日をもって満了となります。

第9条 本サービス契約者の住所、連絡先等の変更

本サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その届出があった事実を証明する書類を本サービス契約者に提示していただくことがあります。
- 3 本サービス契約が第1項の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときであっても、当社が本利用規約に規定する通知は、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなし、第1項の届出を怠ったこと又は事実と異なる届出を行ったことによって本サービス契約者に不利益が生じたとしても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条 その他の本サービス契約者からの申出による契約の内容の変更

前条のほか、本サービス契約者は、本サービス契約の内容を変更しようとするときは、当社所定の様式で当社へ申し出ていただきます。

- 2 前項に規定にかかわらず、本サービス契約者は、本サービス契約について当社が別に規定する事項を変更することはできません。
- 3 当社は、第1項の申出があったときは、第5条 本サービス契約の成立 の規定に準じてその申出を取り扱います。

第11条 本サービス契約者の地位の継承

法人の合併又は分割により本サービス契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。この場合の届出については第9条本サービス契約者の住所、連絡先等の変更 第3項の規定に準じて取り扱います。

第12条 本サービス契約の譲渡の禁止

本サービス契約者は、本サービス契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供することができないものとします。

第13条 本サービス契約者が行う本サービス契約の解除

本サービス契約者は、第7条 宅内機器の初期契約期間 又は 第8条 宅内機器の契約期間の更新 に規定する契約期間が満了する日の翌日に本サービス契約を解除しようとするとき又は宅内機器の利用を終了しようとするときは、当該契約の期間が満了する日から起算して60 暦日前までにその旨を当社所定の書面で通知していただきます。

- 2 本サービス契約者は、第7条 宅内機器の初期契約期間 又は 第8条 宅内機器の契約期間の更新に規定する契約期間が満了する日より前に本サービス契約を解除しようとするとき又は宅内機器の利用を終了しようとするときは、その旨を当社所定の書面で通知していただきます。この場合、本サービス契約者は第23条 料金 に規定する契約解除金の支払いを要します。

第14条 当社が行う本サービス契約の解除

- 4 前3項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、当社から開示された秘密情報について法令上の要請により開示が義務づけられた場合は、当社の承諾なく、かかる義務に基づいて当該秘密情報を開示すべき者（以下「開示先」といいます。）に対し、かかる義務の範囲内で当該秘密情報を開示できるものとし、この場合、本サービス契約者は、可能な限りすみやかに、その旨を当社に通知するものとし、当該秘密情報が機密を保持すべきものであることを示して開示先に開示するものとし、
- 5 本サービス契約者は、次の場合には、秘密情報及びその全ての複製、複製物を直ちに当社に返却するか、又は当社の指示に基づき破棄若しくは消去しなければなりません。
 - (1) 当社から書面により秘密情報の返却要求があるとき
 - (2) 本サービスの利用のために秘密情報を使用する必要がなくなったとき
 - (3) 本サービス契約が終了したとき

第17条 当社が貸与する宅内機器にかかる本サービス契約者の義務

- 本サービス契約者は、本サービスを使用する目的に限り宅内機器を利用することができるものとし、
- 2 本サービス契約者は、宅内機器を設置するための施設、空調、電力その他必要となる適切な環境を用意し、維持していただきます。
 - 3 本サービス契約者は、宅内機器の利用開始日から当社に返却するまでの間、宅内機器を善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、
 - 4 本サービス契約者は、宅内機器に対し、本サービス契約者が本サービスを利用する国の法令、規制及び基準等を遵守している設備のみ接続又は接続を許可していただきます。
 - 5 本サービス契約者は、宅内機器にかかる自己の設備、ネットワーク及び施設がサイバー攻撃にさらされる危険性を低減するように努力するものとし、
 - 6 本サービス契約者は、自己の故意又は過失により宅内機器を故障、紛失又は毀損させた場合、すみやかに当社に通知するものとし、その場合、当該宅内機器の交換、修繕等その他原状復帰の為に当社が負担した一切の費用を、そのときにおける通貨レート及び時価相当額に基づき、本サービス契約者に負担していただく場合があります。
 - 7 本サービス契約者は、本サービス契約が終了等又は宅内機器の契約期間が終了等により、宅内機器の利用を終了したときは、当社が指定する方法により、すみやかに当該宅内機器を返却していただきます。宅内機器の利用を終了した日から起算して30 暦日以内に当該宅内機器を返還いただけない場合は、本サービス契約者は第 23 条 料金 に規定する金額を当社が別に規定する期日までに支払っていただく場合があります。

第18条 その他の本サービス契約者の義務

- 本サービス契約者は、本サービスを利用できなくなったときは、当該サービスに関連する自己の設備又はサービスに故障がないことを確認したうえで、当社へ申告していただきます。
- 2 本サービス契約者は、当社が本サービスの提供を継続するために事前に計画された作業又は緊急の作業を行う旨を、当該作業が開始される時刻より 24 時間以上前に

通知を受けた場合は、当該作業が開始される時刻の前までに、当社又は当社が委託する者が、当社が本サービス契約者に貸与した宅内機器に遠隔で接続することを許可していただきます。

- 3 本サービス契約者は、当社が本サービスを提供する上で合理的に必要となる場合、当社の派遣する者に対し、当社が本サービス契約者に貸与した宅内機器が設置された施設に入ることを許可していただきます。本サービス契約者は、当該許可のために必要となる手続の実施等を協力するものとします。
- 4 当社が本サービス契約者に貸与した宅内機器において、その技術的仕様、諸元等の変更が必要になった場合、本サービス契約者は、その旨を当社が本サービス契約者に通知した後 60 暦日以内に、本サービス契約者又は本サービス契約者が本サービスを使用させるものの関連する設備に対して必要な改造又は変更等を完了するように努力するものとします。
- 5 本サービス契約者は、当社が本サービス契約者に貸与した宅内機器に対し、本サービスを利用する目的に限り当該宅内機器を使用する権利を除いてその他一切の権利を持たないことを同意していただきます。
- 6 本サービス契約者は、当社が本サービスを利用するにあたり提供した ID 及びパスワードが意図せず第三者に漏洩した場合又は本サービスの利用に関わるセキュリティ上の侵害又は漏洩その他の事故を検知した場合は、遅滞なく当社に通知していただきます。なお、当該侵害又は漏洩について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
- 7 本サービス契約者は、本サービス契約者の全部又は一部を本サービス契約者以外の者に使用させる場合は、その本サービスを使用するものに対し本利用規約に基づき自己が負う義務と同等の義務を課していただきます。またこの場合に、本サービス契約者は、その本サービスを使用するものの行為についても、当社に対して責任を負っていただきます。
- 8 当社は、本サービスのライセンス管理番号その他の認証用の情報によって本サービスが利用された場合、当該本サービス契約者による利用とみなします。本サービス契約者以外の第三者により認証用の情報が不正に使用され、これにより本サービス契約者に損害が発生した場合であっても、当社は一切責任を負わず、当該本サービス契約者にてその責任を負うものとします。ただし、当社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

第19条 本サービス契約者の禁止事項

本サービス契約者は、以下各号に規定する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービス契約者が、本サービスを第三者に再販売や利用許諾する行為。
- (2) 本サービスに関する問い合わせ及び請求等を、当社を介さずに直接システムズ合同会社に行う行為。
- (3) 本サービスに関する設備の運営に妨害若しくは支障を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- (4) 本サービスに関し当社が本サービス契約者に対し提供する文書等の用法に反する行為。
- (5) 不正の意図を持って本サービスを利用する行為。
- (6) 自己以外のものの知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

- (7) 自己以外のものの財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (8) 自己以外のものを差別し、誹謗中傷し、又はその名誉惜しくは信用を毀損する行為。
- (9) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、又はこれを誘発する行為。
- (10) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (11) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関し法令に違反する行為。
- (12) 政治団体や宗教団体その他それと同視し得る団体への勧誘又は寄付、献金を求める行為。
- (13) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- (14) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載する行為。
- (15) 本サービスを利用し、不当に第三者のネットワーク又はシステムに侵入する行為又はそのおそれのある行為。
- (16) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんし、又は不当に消去する行為。
- (17) 自己以外のものになりすまして本サービス契約を利用する行為。
- (18) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為。
- (19) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書などを送信し、記載し、又は掲載する行為。
- (20) 犯罪行為、売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- (21) その他法令又は本利用規約に違反する行為。
- (22) 前各号に準じる行為又は前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為。

第20条 本サービスの制限

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約者に対する本サービスの一部又は全部を制限することがあります。

- (1) 本サービスの保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第31条 不可抗力に基づき本サービスの利用が制限されたとき。
 - (3) 本サービス契約者が第19条 本サービス契約者の禁止事項 に違反していることを当社が認識したとき。
 - (4) 本サービス契約者が本サービス契約を使用して行う通信が、当社及び他社の他のサービス等の運営に支障を来たしている又は来たすおそれがあると当社が認めたとき。
- 2 前項の規定により本サービスの利用を制限するときは、あらかじめそのことを本サービス契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

第21条 当社の義務、責任とその限界

当社は、本サービスを本サービス契約者に継続して提供できるよう日本の法令に照らし合理的な範囲で努力します。

- 2 当社は、本サービス契約者から本サービスの不具合等の調査に関する請求を受けたときは、本サービスを構成する当社又はシスコシステムズ合同会社が関連する所定

の設備その他当社が別に規定する設備における不備、不具合又は故障等の有無を特定し、当該不備、不具合又は故障等を確認した場合には、日本の法令に照らし合理的な範囲でできるだけ早い復旧、改善に向けて努力します。

- 3 本サービス契約者から本サービスの不具合等の現地調査に関する請求を受けたときは、当社は当社が必要と判断した場合に限り、当社又は当社が委託するものを本サービス契約者の指定する場所へ派遣します。当社の指定するものを派遣した場合に、請求の原因が本サービス契約者又は本サービス契約者が本サービスを使用させるものの施設、空調、電力その他必要となる環境にあったときは、本サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。
- 4 当社は、本サービスの内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本サービスの利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任を負わないものとします。
- 5 本サービスが本サービス契約者の自己の事業、業務その他の目的を達成するために資するものかどうかは、本サービス契約者の責任で判断いただきます。本サービスを使用する、又は使用できなかったことで本サービス契約者がその目的を達成することができなかったとしても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は何ら責任を負わないものとします。
- 6 当社は、本サービスにかかる設備の設置、撤去、修理又は復旧にあたって、本サービス契約者又は本サービス契約者が本サービスを使用させるものの土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合又はその設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合、相当因果関係の範囲内にある通常生ずべき範囲で、かつ当該損害が生じた原因となる工事にかかる料金の金額を限度として、本サービス契約者の損害を賠償します。ただし、当社又は当社の派遣したものの故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。
- 7 本サービスの変更により、本サービス契約者又は本サービス契約者が本サービスを使用させるものの有する設備等の改造又は変更等を要することとなった場合でも、当社はその改造又は変更等に要する費用を負担しないものとします。
- 8 本サービス契約者は、本サービスの利用により他のサービスの運営に不具合又は支障を発生させた場合、そのサービスを提供する事業者との対応を含め自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 9 本サービス契約者は、インターネットサービスその他本サービス契約者が本サービスと一体的に利用しているサービスの停止又は技術的な事項の変更等、本サービス以外を起因とした理由により本サービスが正常に利用できない場合があることについて、あらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本サービスが利用できないことによる料金の返還及び契約者にかかる一切の損害を賠償しないものとします。

第22条 損害賠償

当社は、本サービスが利用可能であるべき場合において、コントローラ設備に障害が発生した結果オーバーレイ通信を全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続し、本サービス契約者から損害の賠償請求があったときに限り、当該本サービス契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、コントローラ設備に障害が発生した結果オーバーレイ通信を全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間について、24時間ごとを1日として日数を計算し、その日数に対応する月額利用料を本サービス契約者に発生した損害額とみなし、その額を上限に賠償します。
- 3 第2項に規定にかかわらず、当社が賠償する金額は第23条 料金 第2項に規定する本サービス契約者の月額利用料 1 料金月分に相当する額を超えないものとします。
- 4 前3項の規定は、本サービス契約者の損害が当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

第23条 料金

本サービスの料金は、一時金、月額利用料、契約解除金、機器費用及び実費精算費用があります。

- 2 当社は、本サービスの料金の金額を、当社所定の様式で提示します。
- 3 本サービス契約者は、当社が第2項で提示した内容に従い、一時金及び当社が1台目の宅内機器の提供を開始した日が属する料金月の翌料金月の初日から起算して本サービスの契約を解除する日の前日が属する料金月の末日までの期間についての月額利用料の支払いを要します。
- 4 前項の規定において、本サービス契約者は次の表に規定する場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中でも料金の支払を要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 本サービス契約者の責めによらない理由で、コントローラ設備に障害が発生した結果オーバーレイ通信を全く利用できない状態(2欄に該当する場合を除きます。)が生じ、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	利用できない状態が生じた日から起算して30暦日以内に申告をした本サービス契約者において、該当する状態が生じた宅内機器に限り、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額利用料
2 当社並びにコントローラ設備を開発、設計、構築、保守及び運用している事業者の故意又は重過失によりコントローラ設備に障害が発生した結果、オーバーレイ通信を全く利用できない状態が生じたとき。	該当する状態が生じた宅内機器に限り、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する月額利用料

- 5 第2項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、第13条 本サービス契約者が行う本サービス契約の解除 の規定に従い、次の表に規定する契約解除金の支払いを要します。

契約解除金
宅内機器が廃止された日が属する料金月の翌月の初日から起算して、その宅内機器の契約期間が満了する日が属する料金月の末日まで間の料金月数に、当該宅内機器の月額利用料を積算した金額

- 6 第2項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、第17条 当社が貸与する宅内機器にかかる本サービス契約者の義務の規定に従い、次の表に規定する機器費用の支払いを要する場合があります。

機器費用
その宅内機器の月額利用料に12を乗じて算出された金額

- 7 月額利用料は、第4項の表に該当する場合を除き、日割を行いません。
- 8 本サービス契約者は、第2項で提示した内容に従い実費精算費用の支払いを要します。
- 9 第2項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、第21条 当社の義務、責任とその限界 第3項に該当する場合は、当該条項に規定する費用の支払いを要します。
- 10 本サービス契約者は、前各項に規定する料金について、当社が別で規定する期日までに、当社が指定する銀行預金口座に支払うものとします。
- 11 当社は、本サービス利用者が支払った金額について、その充当すべき料金の指定がないときは、当社が別に規定する順序で充当します。
- 12 前各項の規定にかかわらず、当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、これにより本サービスの提供に支障が生じると判断したときは、臨時に、その料金を減免することがあります。
- 13 前各項の規定のほか、消費税等相当額を加算するか否か又は請求にかかる事項その他の本サービスにかかる料金にかかる事項については当社が別に規定するところによります。

第24条 割増金

本サービス契約者は、第23条 料金 に規定する料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。この場合に、当該割増金に消費税等相当額を加算するかどうかは当社が別に規定するところによります。

第25条 延滞利息

本サービス契約者は、延滞利息を除き、第23条 料金のほか当社に支払うべき金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、その期間が閏年を含む期間であるか否かにかかわらず1年を365日として、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第26条 知的財産権の取扱い

本サービスに関する著作権等を含む一切の知的財産権その他の権利は、当社又は当社に対して使用許諾を行っている第三者に帰属します。

- 2 本サービス契約者は、本サービスを次のとおり取り扱うものとします。
- (1) 本サービスの利用目的以外で使用しない又は使用させないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

- (3) 当社又は当社に対して使用許諾を行っている第三者が表示した著作権・商標権等の表示を削除又は変更しないこと。

第27条 本サービス契約者の情報の利用

当社は、本サービス契約者に関わるものの氏名若しくは名称・電話番号・住所若しくは居所・電子メールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、本サービス契約の締結及び履行、料金等の請求その他本サービスの提供に関わる業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、これらの情報については第9条 本サービス契約者の住所、連絡先等の変更を準用して適用するものとします。

- 2 当社は本サービス契約の締結及び履行、料金等の請求その他本サービスの提供に関わる業務の遂行上必要となる範囲において、前項に規定する情報の取り扱いを第三者に委託することがあります。
- 3 前二項のほか、本サービスの提供にあたり取得した個人情報のシスコシステムズ合同会社又は当社における利用目的は、シスコシステムズ合同会社のプライバシーステートメント又は当社のプライバシーポリシーにおいて定めます。

第28条 本サービスの変更、廃止等

当社は、当社又は本サービス契約者の責めによらない理由により本サービスの全部又は一部の提供ができなくなったときは、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内で、その本サービスの全部若しくは一部を変更し、又は本サービスの全部若しくは一部の廃止を行うことがあります。

ただし、本サービスについて、本サービス契約者から本サービス契約の全部又は一部を解除する旨の通知があったときはこの限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、現に提供中の本サービスの全部又は一部についてその提供条件の変更又は廃止をするときは、あらかじめ、そのことを本サービス契約者に通知します。ただし、その本サービス契約者が現に受けている本サービス契約の一部又は全部について、その同一条件での提供を当社が継続しつつ、第5条 本サービス契約の成立に規定する承諾を新たに行うことを止めるときは、この限りではありません。

第29条 当社の承諾の限界

当社は、本サービス契約者から本利用規約の定めに基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした本サービス契約者に通知します。

第30条 反社会的勢力の排除

本サービス契約者は、反社会的勢力のいずれでもなく、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- 2 当社は、本サービス契約者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有するものが次の各号に該当する場合、何らの催告を要せずに本サービス契約を解除することができます。
 - (1) 反社会的勢力に属すると認められるとき。

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、当社に対し、詐取、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。
- 3 前項の規定により本サービス契約を解除した場合には、本サービス契約者に損害が生じても、当社は何らこれに対する賠償及び補償をいたしません。

第31条 不可抗力

当社は、本利用規約に基づく義務の履行遅延又は履行不能について、かかる遅延又は不履行が当社の合理的な支配に及ばない原因によるものである場合には、一切の責任を負いません。かかる原因には、天災、労働紛争その他の産業騒乱、停電、公共サービスの停止、ウイルス又は疾病・伝染病の蔓延、その他の通信障害、地震、嵐等の自然現象、封鎖、通商停止、暴動、政府の行為又は命令、テロ行為、及び戦争が含まれます。

第32条 権利の不放弃

当社が本利用規約のいずれの規定に基づく権利を行使しない場合でも、そのことがかかる規定に基づく権利を当社が現在又は将来において放棄することにはならず、また、後にかかる規定に基づく権利を当社が行使したときに当社の権利は何らの制限もされないものとします。

第33条 可分性

本利用規約のいずれかの部分が無効又は執行不能と解釈された場合であっても、本利用規約の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

- 2 前項の場合に、無効又は執行不能とされた部分は、かかる部分の本来の効果及び意図に従って解釈されるものとします。かかる解釈が不可能な場合には、無効又は執行不能とされた部分は本利用規約から分離されますが、本利用規約の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

第34条 裁判管轄

本サービス契約者との間で本利用規約の内容について疑義又は本サービスに関して争いが生じた場合には、誠意をもって協議することとしますが、それでもなお解決しない場合には東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条 準拠法

本利用規約は、日本国の法令に基づき解釈されます。

第36条 その他の提供条件

本サービス契約及び本サービスにかかるその他の提供条件については、当社が別に規定するところによります。

附則

(実施期日)

この利用規約は、令和3年10月15日から実施します。